

1-31

1549

152
6
6/2

清佛戰信錄

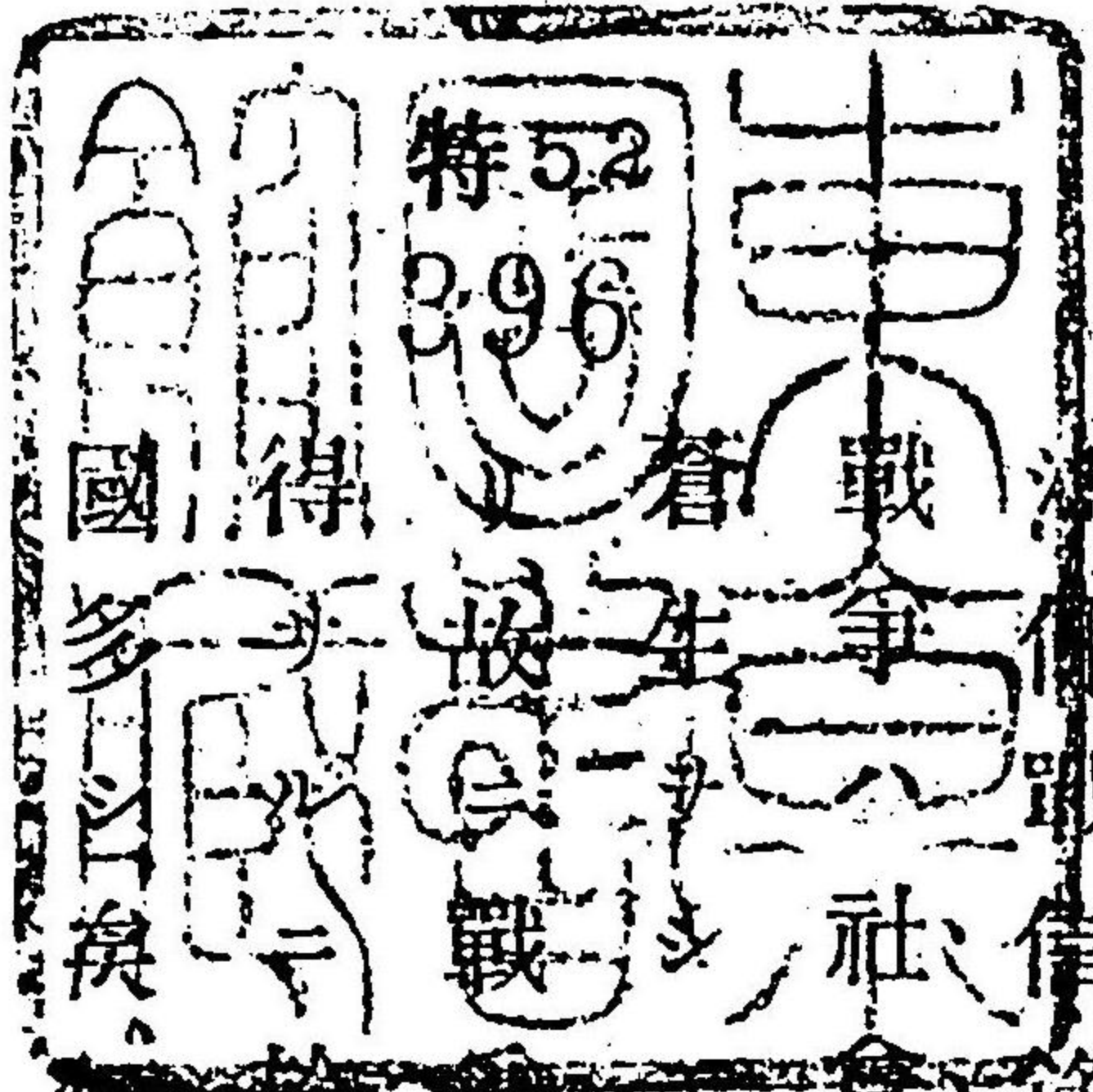
大久保櫻洲序
酒井柳塢纂輯

戰地圖入

東京

四
通
社

清佛戰信錄第一編



戦争ハ疾病ナリ、硝煙天ヲ蓋ヒ、彈雨地ニ降り
 社會ハ疾苦ヲ號ハシメサルモノハ幾ント稀ナ
 苦艱ヲ號ハシメサルモノハ幾ント稀ナ
 得テ招クモノナリ、然リ而シテ宇宙ノ間建
 國多シ矣、何ノ國カ復タ已ヲ得サルノ戦争ナカラ
 其事ハ固ヨリ避ケサルヘカラスト雖也、苟クモ外邦
 ノ侮辱ヲ受ケ國權ヲ傷ケ國威ヲ落トシ國民ノ自由
 幸福ヲ殘害セラル、カ如キアラハ則チ斷乎トシテ
 其罪ヲ彈シ、彼若シ聽カスンハ、則チ遂ニ干戈ニ訴フ
 ルモ我カ社稷ヲ守護セサルヘカラス、是レ獨立國カ

往々戦争ヲ已ムヲ得サルニ開ク所以ナリ、然リ而シテ戦争ニ二種アリ、一ヲ私闘ト云ヒ、一ヲ公闘ト云フ。一個人ト一個人ト鬥争スルモノハ即チ私鬥ナリ、國ト國ト鬥争スルモノハ即チ公鬥ナリ而シテ私鬥ハ猶ホ微恙ノコトシ、其害未タ社稷ヲシテ命脉ヲ失ハシムルニ至ラス、公鬥ハ猶ホ惡疫ノコトシ、其害終ニ社稷ヲシテ命脉ヲ失ハシムルカ若クハ國土ヲ毀傷スルノ危殆ニ瀕セシメサルモノハ未タ之レ有ラサルナリ故ニ公鬥ハ萬已ムヲ得サルニ非ルヨリハ開クヘカラサルナリ、今ヤ清佛ノ二國將ニ雌雄ヲ兵革ノ間ニ決セントス此レ乃チ公闘ナリ、其害將ニ社稷

ヲシテ命脉ヲ失ハシムルカ、若クハ國土ヲ毀傷スルノ危殆ヲシテ二國ノ間ニ被ムラシメントス、而シテ清佛ノ戦争此ノ危殆ヲシテ二國ノ間ニ被ラシムルノミニ止マラハ則チ可ナリ、想フニ其害啻タニ是レナラサルナリ、清國ハ固ト東洋ノ一大國ナリ、東洋ノ休戚ハ清國ノ動作如何ニ關スト云フモ敢テ誣言ニアラス、而ルニ若シ清國ニシテ敗ヲ取ラハ、其害ハ東洋全軀ニ波及スルノ不幸ニ陷ルナキヲ知ル可ラス、而シテ佛國敗ヲ取ラン歟、清國ノ勝利ハ更ニ東洋全軀ヲ苦惱セシムルノ激病ト變スルナキヲ知ランヤ、噫、東洋ハ將チニ漸ヤク多事ナラントス、清國ノ事件豈



二痛癢相關セサルモノトシテ可ナランヤ、清佛戰信
 錄刻成ル因テ聊カ所感ヲ陳ヘテ以テ序ト爲ス
 千時明治甲申秋九月

大久保常吉識

此の圖ハ清佛接戰の場所を見ハしたるものなり蓋し第一戰の場所ハ臺灣島の中鵞籠港なるが同港は口ちに佛軍の爲めに奪取せられ第二戰の場所は同島の中淡水港にて此の地も亦た佛軍の陥しひるところと爲り第三戰ハ福建省の中福州にて第四戰ハ同省の中閩江港なり此の兩地も亦た佛軍の爲めに掠奪せられ今や第五戰の場所ハ東京に及べり此の事實ハ編中自から分明なりと雖ども此の圖を見るより方りて看客の便利を圖り殊よ茲に一言を

編者記

清佛戰信錄第一編

東京 酒井忠誠纂輯

清佛の戰爭ハ東洋の一大不幸なり其勝敗の孰れに決するは係ず東洋人民が蒙るところの不幸は五十歩百歩の間は存せんのみ豈に吾人は之を對岸の火災視じて可ならん哉夫佛國ハ歐洲中の強國なり那烈翁一たび頭角を此の國に現はしてより人民の氣風動もれば激昂に過ぎ活潑に失するの嘆なきにあらずと雖ども而も國を富まし兵と強ふとするの愛國心に至りてハ爲めに大に發動したるの國柄なり苟くも國權を傷けられ國威と落とされ國民公同の幸福と害せらるゝが如きとあらば奮發熱心以て其害物を掃除せんとい盡力とするの人民なり國民最も團結力ハ富み常に志を國家の大政上に注射して社會の安危を視るを猶ホ一家一身の安危に於るが如くなるが故に其國小なりと雖ども亦以て大に敵とべし其兵寡と雖ども亦た以て衆きに當るべし誰れか寡ハ以て衆に敵と可らずと云ふや今夫れ清國如何と大なりと雖ども軍艦如何に堅牢なりと雖ども兵卒如何

に多しと雖ども若し其國民ふして國權の何者たるを知らず社會の安危を顧みずして人心分裂各自意を異にせるが如きあらば當たは佛國の力と以て之と吞誣せるの容易なるのみならず朝鮮の一小弱國と以てするも尙ほ之を蹂躪せるを得べし今や纏て清國の景狀を見れば明末の不平黨徃々變亂と國內に企て動もすれば會稽の耻と雪がんと欲し人心恟々安居せるの暇を以てして只だ此の危急淵に瀕しあるのみよして止まらば尙ほ可なりと雖ども其軍備と見るに未だ決して其整頓と得たりとせばかゝる其團結力を見るに未だ決して國人が社會の安危と見ると猶ほ一家一身の安危を見るがごとくよして苟しくも國權を傷つけられ國威を落とされ國民公同の利益と害せらるゝ如きことあらを相結合して其害物を馳逐せるとは盡力とするの義氣も富めりと云ふべからず然り而して今や佛國と戰端を開くに至る内憂外患并び至るもれと謂ふべし佛國小なりと雖ども歐洲の一強國なり清國未だ必らずしも之と蔑如とべからず何となれば清國億萬の人は其心と億萬にし佛國千萬の人は其心と一にそればなり然らば則ち佛國ハ此の戰爭ハ勝利を占め萬里の長城を毀つて支那海を填め北京の都城と變して佛國官吏の

出張所と爲との慘狀と見るに至るべしと假定せん歟我が東洋は竟に碧眼人種の掠奪に歸し東半球の自由權利ハ一掃して其痕と留めざるも臻らん豈に亦悲しからずや然れども清國ハ魯國よ遼へ全亞細亞七分の一を有するの大國なり縱へ憂患常に四境に絶たぬ人心乖離、收拾とべからざるもれありとハ云へ而も之と處理とべきの豪傑なきにあらす早晚人心を收攬して國威を擴張し更に安南の耻辱までと洗濯するほどの勢力を奮起するに至らば一の小佛國何ぞ意介するよ足らん若清國よして斯かる勢力を張り佛軍を擧げて支那海底の藻屑と消へしむるが如きあらば我が東洋人ハ果して愉と呼び快と叫んで之を喜ぶとと得べきか予は寧ろ又ゝ大憂ふ可きものあるを信するなり夫れ清國は其國の大に誇り自ら中國と稱して比隣の小國と蔑如し動もすれば其爪牙と逞ふせんとするの國柄なり既に我國の如きは琉球事件の紛議に由り宮古八重の兩島と割興して以て纒かよ其葛藤を解き又た朝鮮の如きハ其條約交渉の事に就て多少ハ損害と蒙る等動もそれハ其大國と特んで比隣と陸梁とするの例曾て少なかからずと爲と然るよ今ま世界に強國を以て其名と轟かるところの佛國ふして一朝敗を清國よ取るが如きあら

ば清國は傲然として當ざり其勢力を東洋に逞ふべきは蓋し疑と容れざるあり左なき
 だに日韓の如きハ我が半屬國ありと漫言する所の清朝なれば竟に如何なる大事と惹起
 するよ至るも知るべからず嗟吁清佛の戦争や東洋の一大不幸なり若しも幸よして條約
 國の仲裁に依り平和の局を結ぶの幸福を見るに至らむ止むべし若しも否らずして兩國
 勝敗を茲よ決するの不幸を見るに至らば其勝敗の孰れよ決するに係らず東洋人が蒙ひ
 るところの不幸ハ實に五十歩百歩の間に存せんのみ我が三千六百有餘萬の同胞兄弟よ
 請ふ清佛の戦争と以て對岸の火災視するとなく内ハ以て人心の結合力と養ひ外は以て
 國權の伸張と圖り以て東洋よ一大強國と造出し東洋ハ勢力と張て外國の侮凌と防禦と
 るは實に我が三千六百有餘萬同胞兄弟の責任よ在り豈に奮起せざるべけんや

抑も清佛戦争の原因を尋ねるに一説には東京事件よ付き清國全權大臣李中堂氏と佛國水師
 提督フルニエール氏と本年五月十二日天津に於て取結びたる條約の第三條に(前略)佛國は
 清國に對し償金を要求せざるべし云々とあると佛國ハ卑怯にも東京事件に就てハ人命を損
 すると數百人且つ之に費しある金額は二千五百萬弗許に上ればむざ／＼之を打棄るも馬鹿
 々々しと思ひ巨額の償金と要求しあるに由ると云ひ一説には右の條約中に清國政府は東京
 屯在の軍兵と悉く自國々境内よ引揚ぐべしと約せしよ清國は之と履行せず其期日よ至るも
 依然として戍兵を東京に屯在せしめたるを以て佛國は大に其違約と責めたりと雖とも例の
 優柔不斷なる清國ハ毫も之を聽かざりしかば佛軍の總督ミロー將軍ハ竟に四百人の佛人と
 二百五十の東京人と以て一の銃隊と編成し東京よ在りたる所の諒山を占有せんとせたるよ
 由ると云ひ其信偽孰れに在ると知るべからずと雖とも兎に角清兵ハ不意に諒山を襲撃して
 佛人と死傷せしめたるよ以て佛國は大に激怒し償金二千萬磅と要求し頻りよ清政府よ迫り
 たるよ清國之よ應ぜざるに原因したるは疑ふ可らざるなり然れども天津條約ハ假りよ結締
 したるもれなれば未だ必ずしも之と履行せざればとて双方ともよ之と詰責すべきの權利な
 きものなりと云へば右の二説の中孰れを信とするも未だ孰れが是孰れが非なるを判すべか
 らざるなり

扱て此の諒山事件が始めて我國人の耳に入りたるは六月二十九日倫敦發の電報にて「佛兵
 ハ東京よ於て再び對戦と始めんが爲め銳意以て其準備を爲せり」と云ふに在り故よ我が國

人ハ單に東京事件の再發とのみ思ひ人々奇異の思ひと爲せしが未だ幾千ならずして其詳報を聞くを得たり則ち其詳報ハ清兵七千急に諒山と襲ひ佛軍死傷百二十人に及びたり佛國は清國政府に二千萬鎊の償金を要求と云々とあり今其戦争の模様と記さんに此の時の清兵ハ實は疾雷耳を掩ふに暇まあらざる程の勢にて流石の佛兵も殆んど措置を失ひ且つ此の時恰も溪間ハ地位と占めしを以て敵兵の攻撃と防ぐの堡障なく頗る狼狽せしと云ふ當時佛兵を指揮せしものは大佐チューゲン氏なり氏ハ二十日前ハンエンの襲撃に於て全身に三箇所の傷を負ひたれとも固より剛氣の大將なれば毫も屈するの色なく自から進んで士卒と勵まし奮撃突戰數次にして竟に清國の襲撃兵を逐退けたりと雖とも前にも述ぶる如く佛兵は既に清兵の爲めは溪間を退ひ込められたるを以て尙ほ自から危険の地と去るを能はず其の困難は實に名状すべからざるものなり此の戦争に於て佛國士官兵卒の死傷は併せて百二十人運送船の掠奪せられあるものは二十艘なり此れ二十艘の運送船と破壊を及び乗組人を殺傷したるハ何人の所爲に係るや此の一事は就てハ諸説紛々として未だ分明なまされとも兎も角清人の爲めに破壊せられ殺傷せられたるは疑と容る可らと又た一説には佛軍を襲撃したるハ黑旗隊なりと云ひ又た清國の常備兵なりと云へども亦未だ何れが信なると知るべからず左れと黑旗隊と云へるハ固と清政府の支配外に立つものなれば例へ諒山襲撃が黑旗隊の所爲と出るものとせるも佛國ハ之れに向て償金を要求すべきの理由あらずと聞けば諒山事件は常備兵の所爲に出ると云ふも其信に近し

此の事件に付き前も述べあるが如く佛國政府は公使パテノール氏に命じて清國政府よ二千萬鎊の償金と要求したるは清國政府ハ一の口實と設けて之れに應ぜざりしと云ふ其口實ハ如何なる口實なるか例の卑屈なる清國の事なれば判然ある口實もなく只だ荏苒に附したるにはあらざるか當時龍動發の電報に「清國政府は諒山に於て清兵の佛軍と襲撃したるハ政府ハ關係なしと申し出たり」とあり此の報ハ簡單にして如何なる故と以て政府ハ關係なきかを知るに由しなしと雖とも其後の報に依れば全く双方の間違ひも出でたるものあれば清國政府ハ關係なしと云ふが如し抑も曩きに天津に於て李鴻章と佛國水師提督フルニエール氏との間に締結しある條約第一條は據れを清國ハ東京屯在の軍兵と直ちに自國境内に引揚ぐべきなり然るは直ち引揚ぐべしとのみよては双方よ於て其意義の解釋を誤らんと

を恐れ尙其條約は續て更よ一の條約と結び清兵東京を引揚ぐるの時期と六月六日限りと確定したり然れども此の條約は尙ほ内決に止まりて未だ世に公示せざりしなり。諸て佛軍は既に六月六日と過ぎたれば諒山、高平等の地と占領するも差支へなしと思ひミロー將軍ハ三百人と帥ゐて繰り出したるは豈に圖らんや清軍ハ未だ六月六日限りに引揚ぐべきと内約を結びあると知らざればスワ佛軍が押寄せたり佛國が違約したり者ども撃てよと號令せ下に竟る此の大事を惹起しあり由て見れば全たく双方の行違ひより起りしをよして強ち清國のみの誤りと云ふにあらざる況んや清政府の命令するなどの事は思ひも寄らぬとなれや清政府は之れに償金と出さすべきの理由を云ふが如し然れども此の事は吾人の想像に過ぎざれば未だ以て左なりと確認すべきものよあらざる又其後の電報に據れば「佛國政府は清國より償金の抵當と取るに先ち右償金要求に應ずるや否と回答すべき期限として八日間（七月二十日迄）の猶豫と與へたり」とあり其抵當とは如何なるものなるか思ふよ二千萬磅に相當する地面を假り預る可きと云ふの意味なるべし此れ如く兩國の談判は頗る困難にして數日は亘るも結んで解けず所謂の水掛論とも云ふべくして斯くしてあらんよは數百回談判するも到底結局を見るの期なかるべしと流石に清政府も氣が付きありしか將も佛國の手詰の談判よ已むと得ざりしが故なるか清國政府は兩江總督曾國荃と以て佛國公使パテノートル氏と談判すべき全權大臣を任じあり之れに由て同氏は上海に於てパテノートル氏と談判を開きしが談判期限の短きより更よ佛國に於ては八月一日まで延期し及び二千萬磅の（或は一千萬磅と云ふ）要求を更に二百萬磅（我が一千萬圓程）は減少せり

此の時よ當り清國ハ人心恟々として其和戰孰れよ決するやに注目せり殊に居留地の如きは如何よして其居留人民と保護すべきやの評議區々に於て人心頗る動搖せり中には佛國に談判期限として清國は與へある時日内に於て清政府より否やの回答を爲さざる時は佛國ハ償金抵當地とて廣東と占領するを要求するならんなど云ふものあり又清政府若し佛國よ對し兩廣（廣東廣西）官吏の行事ハ政府の自から統制する能はざる所なりと明言せば佛國西太后は廣東に對し實際上主權と有せざるを承諾するに異なざる左れば佛國ハ廣東廣西兩地を以て獨立地とて取扱ふと得るのみならず仮令廣東政府よ抗敵するも決て北京政府よ抗敵するものと見做すべからず佛國に對して戰を爲すものにあらずナド云ふもの

ありて其風説紛々たり又清國に取れて最も悲むべき事實あり其事實ハ南洋總督左宗棠氏が佛國に對し頗る怨意を懷きその舉動の甚だ穩かならざると即ち是なり抑も左氏が佛國に對し斯の如く怨意と懷きて李鴻章氏と全く反對の舉動に出るものハ固より種々の原由あるべしと雖も李氏と左氏及び其黨與との間ハ於て水火相容れざる如き勢あるとハ其原因最も大なる者と云ふべし又今日までハ經過しある事實に由て觀れば西太后には言語の上にては左氏と心を一にする所あるハ似ぬれども行爲に於ては常々李氏に同意せざると得ざるの事情なきハあらず曩きに西太后には公然李氏の意見ハ同意なる旨と明言したまひたるとあれハ左氏及びその黨與にして若し李氏の説に反對して佛國と開戦の議を主張せば取りも直さず西太后ハ反對せる者よして國家に對し大逆れ罪は決して免る能ハざるなりと取り々々の沙汰なりき斯く取り々々の沙汰せる中も其兩國が施す所の舉動を見るに佛國軍艦は清國人が福州港に通ずるの河川の入口と封鎖せざるを妨げんが爲め右の入口近く碇泊したるが如き又清人は福州近傍の丘崗に大砲と裝置せざるが如き又佛國船ハ夥多の軍兵を搭載して福州港に到着しあるが如き兩國に於て互ひハ戦争に準備と爲るが如き有様あるを以て人々は到底平和と維持せんと能ハざるべしと愛慮せざるものなし

斯くする中ハ早や八月一日の談判期限に近づきければ清國政府ハ佛國駐在公使李鳳苞をして明日を以て終るべき回答猶豫の日限を更に延期せられんと佛政府に請求せしめたるに首相フェリー氏は一時之を拒絶したりしが再度の請求ありしに付更ハ四日までの延期と許したり然るハ其後種々談判の末清國總理衙門よりは佛國の要求書に對して左の如き回答書と出したる

光緒十年陰曆閏五月二十日我衙門ハ今回の變に關し貴官(佛國代理公使)より一書を領受せり書中の旨趣は東京より清兵と引擧ぐると賠償を要求すると并に此に關する處分方法の回答と求むると等なり抑々中朝と貴國との間に訂結せし天津條約ハ五款より成るものよして我兵と東京より引揚ると第二款に掲げり貴國若し此の款の遂行を我ハ望まれん歟中朝ハ既ハ其引揚げよ着手せり故に我が衙門ハ一ヶ月を期して全部引揚げの旨と上奏とべく且内外に勅して和約確定の勅を下すを得んと此の如くよして中朝は第二款の約に履まん歟其第三款を履行せざるものは貴國の責に屬せり故ハ此の外賠償と要するは天

津條約は違ふ者よあらざる也賠償の要求は平和を保つ所以の者にあらざるのみならず之と萬國公法の理に戻るものと言はざる可らず以上陳ずる所ハ我が衙門が貴書に對ふるの要点なり天津條約履行詳細手續を採取らんが爲め先づ我兵を引揚げ其後賠償の疑問を決せん」と貴國之を諾するや否や貴答と俟て之に應ずるの方畧と定めん貴國若し強て賠償を要せん歟是れ明かに天津條約第三款を破るものにして又條約履行手續の商議を遅延するものと云ハざるべからず貴國にして此の方畧に出るハ豈に悲むべきとよあらざるや貴書よ又曰く貴國ハ賠償の保証として我要地と占領し又兵力を頼りて其要求を遂げんとと果して然らば是も亦た破約にして事此に至らば中朝ハ諸訂盟國よ告げて是非の判決を請はんケ爲め安南事件の始末を報告し中朝が賠償を拒む所以の理由を開陳せん中朝ハ萬國公法よ據りて貴國の要求と拒み其事情を詳査するの商議は之を他日に期するの外なし貴官若し兩國の平和を冀望せば電標よよりて此等の点と本國に詳報し其指令を請はるべき也且つ巴公使の速カ天津に來り條約履行手續の商議を開き二國の間に平和を保つとに盡力せられんと望む是れ實は萬國公法の通義もあらずや我衙門は敢て他の勢力に動かざるものよあらざるなり云々

佛國に於ては此の回答を得て果えて如何なる廟議ありまやと知るべからずと雖ども固より血氣にはやる佛國の事なれば何の痴言をと耳にも掛けず猶ほも償金と要求したるは前後の手並よ於て想像するよ足る可し然るに其猶豫期限四日よ至るも清國ハ悠々として更らに決答するの氣色もなきより佛國は面倒にや思ひけん其翌五日に至り俄然舟師と督して清國の所領なる鷓籠港を砲撃し竟よ之を掠奪せり抑も鷓籠港は清國の一開港場よまて臺灣島の東南よ在り其地小なりと雖ども頗る要害の地なりと云ふ今も佛軍が鷓籠と略取しある時の狀況を記さんよ八月四日佛國水師提督レスペー氏は二艘の軍艦と率ひて鷓籠港の前に顯はれ同港駐在の清軍士官に對し明朝を期して堡壘と我手よ引渡さるよ於ては兵力よ依りて占領すべしとの旨と告げたり然るよ清國士官ハ何等の回答とも爲さざるを以てレスペー提督は自か率ふる所の軍艦に對し約一千ヤードノ距離より堡壘よ向つて發砲とべしとの命令と下し尙ほ兵士として上陸せしむるの準備を爲せり實よ八月五日なり此れ時清佛兩兵の間に起りたる戦争ハ初めより頗る激烈にして僅かに一時間を経て清兵は堡壘と引揚げられた

り佛軍は之と乗取ると直ちよ國旗を翻へして威を示したり此時佛國軍艦「ウヰテール」號ハ
 敵の堡壘より發したる數個の砲丸の爲めよ少しく損傷を蒙りたりたれども兵士の死傷ハ一
 人もなかりし又た清兵の死せる者は三百人よ及び負傷者も亦た數百人あり且つ鷄籠港堡壘
 の中よ在る火藥庫は佛軍艦よりの發砲により破裂したり清兵は此勢に恐懼し到底支へ難ま
 を察し疾くも炭坑及び器械等を破壊して遁走したるが其精神は佛兵を去て此の炭坑及び器
 械を利用する能はざらしめんとするよ在りしと然るに清兵は尙ほ淡水港に甚だ危殆なる
 を察し私かよ水雷火を裝置せり此の淡水港は鷄籠と距ると甚だ遠からずして是れ亦た臺灣
 島中最も重要な開港場なり是より先き英國公使ハ兩國の間お周旋し頻りに平和の局と結
 ばんとを盡力したれども佛國政府は斷然之を謝絶し次よ米國公使も亦た此事に盡力したれ
 ども聽かず事卒よ此よ至る蓋し佛國政府の意ハ敢て戰爭を希望するよあらず清國の餘りに
 優柔不斷なるを以てまたるき事に思ひ之と威嚇して以て談判と早めんが爲めの策よ出でた
 りとの風説もあり去れば佛國は其後も尙ほ金債要求よ盡力し其額を八千法まで減じたり
 しと雖ども清國は尙ほ之と決答せざるを以て竟る佛公使パテノートル氏ハ八月十九日後一
 時を以て清政府に對し今より四十八時間と期して要債諾否の決答と要する旨を告げり然
 るよ廿二日後一時に至るも清政府之お應ぜざるを以て同日後三時佛國公使館ハ國旗を下し
 て館員一同北京と引拂へり此の時佛國公使館員は清政府よ安全通行券と請ひしかば清政府
 も直ちに之を送れりと抑も甲乙兩國の談判途よ調はずして一方の公使が一方の國を引拂ふ
 ときは最早干戈に依りて勝敗と決するより外に望みなきの時に去て公使ハ此の券よ依り安
 全に其國を通行し去ると以て通例とぞ嗚呼清佛兩國の紛議も此よ至て敗れたり最早兩國の
 和解ハ條約國の仲裁に依るにあらざんば望むべからず既にして英公使の仲裁あり又米公使
 の仲裁ありと雖ども兩國ハ斷然と之と謝絶しゑると以て視れば終に兩國は其勝敗を兵力よ
 決し其存亡を干戈の間お定むるの已を得ざるよ際會せり嗚呼亦た悲しからずや
 斯の如く切迫の場合よ遭遇したれを清國も亦た油斷せず各砲臺に令えて佛國若くは我に向て
 發砲せば我亦た之れよ應砲とべえと命じたり佛軍も亦た諸所に軍艦と碇泊せえめていざと
 云は、第一に清國の要所なる諸開港を掠奪せんと其機を覗ふの有様なり此の時よ當り清國
 が最も憂ふべきは佛國の軍艦が數艘吳淞砲臺の前に碇泊して今にも之を撃ち破らんとし鎮

りよ脅嚇の勢を示とに在り當時の有様よては假令佛軍ハ未だ福州を占領したるよあらざるも其實は已よ手中に入れたると同様の姿あるを以て人々大に危殆の念を懷きしに果せるかな未だ幾干なせずして「福州よて清佛開戦と佛國艦隊ハ造船所と砲撃を清國軍艦七艘を打沈めたり戦争は三時間なり」と云ふの報を得たり此の戦争は清軍が不意を打られたるが爲めに斯の如く大敗を取りしかと尋ねるに決して左にあらざるもの、如し其理由ハ此の戦争の數日前清政府ハ通州、天津、芝罘等に於て戦争の準備と爲したるとハ確實なりと今其所以と記せんに當時左宗棠氏が北京及び通州に於て自から指揮する兵士ハ凡そ一万五千人なり然れども左氏ハ此の兵士と以て佛軍に抗敵する能ハざると察したるに由り至急湖南に於て二十大隊の兵士と徵集せんが爲め參謀官某と同地方よ派遣したり湖南省の壯丁は殆んど全く兵士に徵集せられて南洋よ送遣せられ今日となりてハ最早や兵士に徵募すべき壯年血氣の人なきまでに至り左氏が自から同地よ赴きて兵士と募集すれば兎も角も其他の人とて此の事に周旋せしむるも其目的と達するハ極めて困難のとなるべしと此に由て是と觀れよ左氏ハ既よ此の戦争の近きよ在るとを前知したるの徵証にして清兵が大敗を取りたるは決して不意を撃たれざるが爲めにあらざるを知るべし左れば清兵の大敗は何よ原因とべきか顧ふに清國が軍制の不整頓と軍人が怯懦小膽よして前きの諒山事件より佛兵と恐るゝと鬼神の如くやわ佛兵と云へよ速かよ逃げ後と云ふが如き怯弱の以て此の敗を取りたるや疑ふべからと今よ最も此事を確むべきの一報を得たり或る日芝罘ハ碇泊する佛國軍艦が俄かに電氣燈と甲板上に點したるよ同地屯在の清兵の司令官某ハそハ火災こそ起りたれと周章狼狽して直ちよ旗下の軍兵を引率して居留地を距ること約そ一里許りなる某地まで赴き此よ始めて其明光あるものは火災あらずして佛軍艦が電氣燈と點あることと知れりと此の將官が斯かる狼狽と爲しあるは或は未だ電氣燈と見しとのあらざるが爲めなるべしと雖ども抑も亦た清國人が小膽よして佛兵と恐るゝの鬼神音ならざるを証するに足るべし」左れば是より福州の景狀及び其戦況を記さんに抑も福州は支那十八省の中福建省内よ在るものにして（福建省は支那東南の極よ在つて臺灣島と相對し春秋戰國の時代にハ越と呼び秦の世には閩中郡なり三國の時吳の據りし所よして吳は建安郡と置き宗の時福建路と爲し清に至つて福建省としたるなり）福州府ハ北京を去ると日本里數六百九十餘里府には福建

省城あり閩江の北岸に在り閩口に遡る二十余里福建省北路の鎖鑰とて城外の街衢閩江は外
 よ跨がり石橋を架し前後市店櫛比し無数の船舶江内に碇泊せり城内は官衙あり寺院あり
 有名なる西湖は本城は西に在り其風景絶美なる文人墨客は賞賛し措かざる所とて城の東門
 外に小街あり街中に數ヶ所の温泉あり居民は凡そ六十万人ありと云へハ立派なれども其住
 民鴉片に酔ふて産業を敗るもの頗る多し然れども貿易盛に行はれ輸出物ハ茶を重なる者
 とし一年の輸出高三千六百万斤と云ふ此の如くなれハ人民は卑屈なると婦女子の
 如く戦争の時の如きハ其狼狽見るも憐れなりしとて福州の戦況ハ當時清國の兵船十一艘
 と佛軍艦六艘水雷火船二艘あり佛國水師提督クルーバー氏ハ「バヤード」と號する軍艦に坐
 し泊して港口の外に在り二十三日午後一時其「バヤード」號より突然一秒時間ばかりに大砲
 三發を續發するや否や清軍艦と目がげ忽ち復る其側面に備へつけたる數多の大砲と一齊
 よ發し出せるに裝彈の迅速なると軍艦運轉の敏捷なるとハ實に驚くべく恰も連發銃を發と
 るよ異ならずして其響きは山嶽に震ひ海灣は轟き虎豹をも走らせ蚊龍をも駭かすばかりな
 りし清艦に於ても應砲して能く戰ふと云へども發彈の遲緩なる軍艦運轉の機敏ならざる只

た佛艦が發砲の都合好きとなるのみなりければ佛艦ハ勢に乗じて愈よ近づき撃は難
 れ集りてハ狙撃するにぞ清艦いかでか敵とべき彈丸は穿貫かれし所と繕ふの暇はもなく見
 るく海水の浸入して二時五十分ほどは敢なく三艘とも灣中に沈没し烟波の間僅かに其帆
 檣の梢頭を見るのみ佛艦より猶ほ斷へず發するところの彈丸は雨に注ぐよ似て物凄まじく
 人膽と寒からしめたり偕て沈没せし清艦中の二艘の船材は潮流に漂ひて浮きつ沈みつ十五
 六丁遙かの海面にをもむき一艘は又た船体の燒けるよ際して装置せる大砲の悉く破裂する
 の音とさまじく其乗組人は或ハ燒け死するもあり或は水中に飛び入り岸とさして泳ぎかか
 ら辛くも萬死を出て一生を得るもあり或ハ逆巻く浪に溺らされ行方も知れずなるもあり只
 だ蒸氣機關のみ依然として存在するは目も當てられぬ景狀なり已に戦ひと開きし後五分時
 間と過ぐる頃忽ち彼方の海面より一道の黒烟を曳き大砲と連發して此の港灣へ駛せ來る
 船あり是れなん佛軍艦「トライオムフアンター」号あり其の流彈は清艦を目さして飛び見る
 も勇ましき有様なり又た「コルベット」形なる清艦揚武號が三艘の佛艦よ前後左右を取り圍
 まれ透間もなき砲撃は逃れ出づべき餘地あらざりしかば南洋水師中第一艦と稱せられし揚

武号さへ竟は蜂房^{はちのす}に如く撃ちなされ利さへ佛軍が急よ仕掛けし水雷火^{ちんくわくわん}は落花^{ちんくわくわん}を飛び散りて形も留めずなりたりき又二時四十五分を十八噸砲を装置せる清國砲船一艘ハ「クレンヒンラス」号(日耳曼船カ)の側近く遁れ來りしが既よ其要所と砲撃されしと覺しく瞬くうち沈没すれば他に逃げ來りし一艘も是れも續いて沈没し同三時よ至りてハ港邊の砲聲漸やく稀れに折々一二發の轟けるのみなりき然るも清兵ハ退潮の時に乗じて石油硫黄の如き燃質物と多く積み載せ檣頭よ導火線とつけし數艘の小船と佛艦に向け放ちしハ彼の赤壁^{せきへき}れ故智に倣^{なら}ひ焼き殲さんと企てたる最後の窮策^{きうさく}と知られたるが流るゝまゝは焰^{はんく}々と火氣浪を焦^{こが}せども當の敵なる佛艦へは少しは危害^{きがい}を與へずして却つて一艘の味方を焼き「クレンヒンラス」號の側へまで潮よつれて流れ來り咄嗟^{しんとうさつ}よ衝突^{しんこう}なさんととるゆへ俄かに錨鎖^{いかりくさり}を斷ち切り他よ避^さけて彼の船は漸やく火難を免れたり又六時ごは一艘の火をつけし小船が同じく其處に碇泊の「シンコルカ」號(伊太利船)の艦^{かん}へ着きしも英船其他の船舶が先と争そい救助せしよより是れも幸ひに免れたり斯く清軍の火船を流せしか爲め各漁船は皆な錨^{いかり}を抜き石炭を焼き其運轉を自在よして今にも火船の流れ來らば之を避くるの要意となせり又七時頃清國の砲船一艘焰々として燃へたるま、羅星塔の押頭を廻りて漂ひ來ると見認めしに佛艦より頻りよ砲撃したれども上下左右に火炎と吐くのみ容易^{たやす}くハ沈みもせず是れも亦た「クレンヒンラス」號の前に來り轟然^{がうぜん}として二つは破裂^{はれつ}し程もなく沈没せり「クレンヒンラス」號ハ此の數度の危險に遭遇せんとせしより爲めに錨^{いかり}及び錨鎖^{くさり}と失へりと云ふ却て説く清兵の放流せし火船は翌二十四日の前二時頃よ至るまで火焰遠近の波に漚き潮汐の満干に隨ひて港灣中よ漂ひ居たるが其の燃質物の盡るよ及んで初めて全く消滅せり此の戦争に干與したりし佛軍艦ハ九艘にして水雷火船二艘なり清艦は則ち十二艘の多數なりしも只だ軍艦の外観あるのみ寧ろ軍艦と稱せんより腐朽の漁船と評して可ならん又た清軍の死者よ就いては諸説一定せずと雖ども大略二三千人の間にあるべし而して佛人の死は僅かに三人内一人は英人よて負傷者は七人なり尤も佛軍艦三艘ハ此の時清軍が仕掛けし水雷火^{ちんくわくわん}に罹りて破壊沈没せりと又た此の開戦に付ては愍然至極なる事ども多く殊お憐むべきは戰場に在りし數艘の諸國小船に乘組める水夫等の佛國軍艦より射撃する砲下よ在りて砲殺^{はうごつ}せらるゝハ實に見るに忍ひざる体よて甲板上に立つ者は恰かも佛人の射的となるに異なはず悉く

殺戮せられたりと開戦後二十分程と経て江流を泳ぎ渡り或は退潮に連れ流る、清國水夫の
 數は其幾許あると知らず或は銃傷の苦痛に堪へずして泣き叫び或は浮きつ沈みつしながら
 も救助を乞はむと中立國の諸船の傍り近く流れ来る者も多かりしが退潮の早きと江流と下
 る清國砲艦二艘と撃ち沈めんと佛艦より打出し彈丸の烈しきとによりて救助を乞ふ術なく
 看とく數百の水夫等を溺死せしめたるは遺憾と云ふも餘りあり英米二國の漁船は能く此
 の乱彈を冒し水夫の漂ふ處に至りては數十人を救ひ揚げ又焰々たる炎と吐きて流れ來れる
 火船あるに進み近づき網具にそがりて火船の舳より居たる二人の水夫とも救助せるは
 目ざましき働きなり又漁船「チャンピオン」號も砲撃の中を上下して江流に漂ふ多くの水夫
 と救助したれども斯る危険に中なれば破壊しある船の舵或は木片などに纏り血に染りて泣
 き叫び頗り助けを求むるも耳に入らず不幸にも救助を得ずして死せる者亦た數多なりし
 翌二十四日十一時頃亦た造船所及び近傍の砲臺は對ひ佛艦より砲撃を始むるとの通知あり
 しが果えて程なく砲撃を開き大小の砲銃亂射して雨の如く霰の如く須臾にして砲臺及び造
 船所を破壊せりと是れ福州事件の詳報なり此よ由て是を觀れば清軍は實に佛軍の存分打破
 られたるものにして餘りも情けなきか如しと雖も此は前にも述べたる如く全く軍制の不
 整頓と軍人の怯弱との招く所と云へざるを得ず今支那の軍制と實見せし者の説は同國の
 陸軍へ尙ほ往日の態と脱せずして節制の兵に非ず其士官ハ唯だ衣食と兵卒と共にとるか
 兵士は癪を吸ふと云へる杯の行あれば古名將の風ありとして無上よ尊敬せらるゝ様子なり
 此等の行は素より美事なるべきも訓練節制の事と兵機の學と措て顧みざるハ至極の缺點
 なり其重なる武官は大抵舊勳履歴と主として登用せられたる老大の人多し又平日よ於てハ
 其公簿に登記せる丈の兵を養はずして其虚數の兵よ充つべき資金ハ重なる隊將の掌中に
 歸するが故よ十方と云ふも其實數は四五万よ過ぎずして事あるの日は急に兵卒と驅り集め
 て其實數に充つる位なれ往々兵器の扱ふさへ熟せざる者あり通じて之を評するは陸軍の
 訓練ハ海軍より劣れるが如し抑支那の海軍は外國人よ以て其要職に充る位なれば其精練と
 欲くと知るべきは陸軍ハ又之に及ばずとすれば其不整頓なると思ひ知るべし左れとも陸軍
 中騎兵は餘程強なりと云ふ是れは支那北部滿州邊の強馬快駿より成立ち其人亦た騎馬に
 習へるハ古よりの事にして昔時漢兵が匈奴に辟易せしも亦た此の馬兵の強に制せられしと

云へり故に佛兵が海港を略取して内地に侵入する時陸戦に力を勞とるは此の騎馬に在るな
るべし又歩兵は節制を缺くも其人口の多きにより夥多の兵と新募して防禦の用を充つべし
加之地理通曉の一點に至りては佛兵ハ清兵ハ數歩と讓るべきは勿論なれを佛國も亦容易と
く意を得る能はざるべしと云ふ

是より先き佛國在留清國公使は該地を引拂ひ上京に歸れり廣東駐在の佛國領事及び同國人
民も亦た兩廣總督の令達に依り該地を立去る等兩國の雜沓一方ならず又も佛國一旦鷄籠を
掠奪したれ共同國ハ屯兵ハ僅カ三百も足らざるの少數なるが故一度敵の來襲に遭はゞ直ち
に退かざるを得ざるを以て幾くもなふして此の地と引拂へり又た佛軍ハ福州を陥れ進んで
閩安及び錦屏ハ砲臺を破壊せり此の錦屏と云へるは福建省に於て有名なる閩口の出口より
七八英里の處に位し閩安は更に其上流に位するもれなきと云ふ此の時提督クールペー氏が
困難は實に一旦其麾下の佛軍と共に死地に陥り而して能く活きたるの景狀ありき抑も閩江
と云へるところハ航路最も危險困難にして其江口の兩岸ハ沙洲出現し陸に到ると凡そ七英
里若し落潮ハ時に當るを殆んど其江底と見んとし輕々船を行るを得ず又も錦屏は江流水狹

くして幅僅か半英里に足らざる愈よく湖れハ愈よく狹きのみならず兩岸巖々たる巖石
よして此處よも亦た一砲臺あり巨砲數門を備ふ之を閩安の砲臺と云ひ彼の羅星塔砲泊所ハ
此の河上三英里の處に在り故に佛艦が羅星塔砲泊所と攻むるの後海上へ歸らんとすれば必ら
ず其砲臺と以て警備せし鉄ハ手套ハ如き峻路と通過し且つ水平なる彈道より發射するごと
ろの砲撃を受けざるべからず況んや其狹隘の江流處々も清兵ハ豫て水雷火と裝置し得べき
よ於てとや清兵よして若し斷行決戦とするの氣象あらしむればクールペー氏も亦或ひハ將さ
よ生還と得ざるんとせしなるべきも同提督は既に彼れが如く勇敢果決忽ちよして閩江へ入
り忽ちよして閩江と出づ其戰略の敏捷なる推して知るべきなり

是ハ於て清國政府は愈々其開戦の事を人民に公布して曰く佛國ハ條約に違背し將校自から
兵士を指揮して我と戦を開きたり因て何れハ港を論ぜず佛國軍艦の入港するあれを即ち總
督巡撫に於て其軍艦と攻撃して直ちに要處よ出兵せよと又も黑旗隊の劉永福を提督に任し是
迄東京よ於て佛軍ハ爲めよ占領せられたる各地と恢復せよと但も諸外國人并に佛人は地方
官及び統兵官よ於て之と保護し清人たる者ハ決して騷擾せざる爲と云々と且つ南

洋大臣兼北洋大臣左宗棠氏として兩營の兵馬三十營（一營の兵數ハ五百人なりとのとなれば其合計一萬五千人なるべし）を引率せしめ福州防助の爲め京城を出發せしむ左れば雲貴總督岑毓英氏ハ劉永福と相連絡して直ち東京進軍し已に戰端を開けり而して兩軍の死傷頗る多く佛軍は爲め六百人と死亡せしと又清軍の先鋒は「フランツァン」此堡砦を陥れて之れを據りありと今や兩軍は騎虎の勢と以て正に戰爭最中なり是まで鷄籠、福州、閩江此諸戰に於ては悉く皆な佛國の勝利を占むるところと爲りしが今回東京の一戰は如何なるか既し佛國は二十五艘の軍艦と艦裝し之れは三萬の兵を載せて支那海へ出發したりとの報もあれば清國は宜しく警しめて且謹むべき時よある然るも佛軍は爲め最も憂ふべきと云ふハ安南土民の大軍佛軍に抗敵して起れりと云ふの報是あり其數ハ一千餘人にして李氏の戰旗を掲げクワダイと越へ黑旗軍に連絡せんが爲め進行せり此等の事あるが爲め海防に在る佛國官衙は銳意之れが計を爲し六百の軍兵と「タルン」號を搭載して全港と發出せりと佛國如何に強盛なりと雖ども佛兵如何に機敏なりと雖ども固と限あるの小國なり斯く意外の戰爭と惹起するに至りては或は困却する所なしとせず嗚呼兩國の勝敗孰れも決すべきか吾人は將さよ刮目して見んと欲するなり

既し本稿を終り筆と擱くに際して左に電報の達するに遇ふ即ち清國政府は目下開戰中なること以て償金と拂ふとに付き上書するものは何人とも問はむ嚴刑に處せしとの上諭と發したり又總理衙門大臣六名其職を免ぜられたり云々と此報は清國官報に記載するものなれを尤も信憑すべき確實の報なり佛國ハ福州と砲撃してより遠く艦隊と引揚げて其所在を知らざると云ひ又清國も敢て戰を挑むの摸樣もなく各國公使も清政府に説いて平和の談判に立戻らしむるの周旋中なりと云ひ又李總督は已に平和の談判に着手す佛公使ハ再び北京に向て發したりとも云ひ福州砲撃の後には紛々と平和の説を傳播せしめられたれども余輩は未だ信を置かず、去て思ひらく清國ハ既に國民に開戰を布告して其墨汁未だ乾かず又西皇后は斷乎として宣戰論を取られ若し我清國人民として猶ほ平和論を唱ふるものあらむ敢て其人民に力を假らず特に開戰の勅令を下し戰と欲するの人民と募りて進んで雌雄を兵革の間決せし假令へ清朝を失ひ有功有力の人に帝位と讓るも決して償金と出さずと明言せられ左宗棠氏も左なくてハかなぬ咎なりとまで明言せられ誓て佛軍と攘ふべきも決議しありとも云ひし

よ遠かよ平和説に變がへるハ如何に優柔不斷の清國にても甚しき卑屈なれを、よもや平和説よハ復そまじと想ひしか果せる哉清廷猶ほ人ありて右の如く上諭を發し斷然宣戰よ決せられたり而して六名の大臣は何人なるを知るよ由なしと雖ども想ふよ平和と主張したる人なるべしと云ふ是は左もあるべきのことなり既に宣戰と決せし上は平和党を退けざるべからず然らざれば自然味方の氣力を弱はむるの恐れあり清廷は既に宣戰を布告しあり其勝敗の決する所ハ未だ知るべからずと雖ども佛國が金やへよ戰を開き人と殺そハ文明國に正理に戻ると否とを論せと若し清國にして之よ屈するあらは遂よ東洋一般の尤勢よ屈辱するに至るも亦知るべからず去れば清國の今回宣戰に決せられたるは亦實に已むを得ざるの勢と云ふべし余輩ハ猶ほ後報を待ち更ふ第二編に秘記して二國の勝敗如何と報すべきなり

左の一篇は清國政府が八月十四日各國公使よ贈りたる意見書なるが清國事件の曲直と見るよ極めて必要の者と信すれば左よ掲ぐ

各國公使諸君、先頃吾人は清國紛議よ關する報告等と諸君よ進呈せり」七月十九日吾人ハ合衆國公使よ書を呈し若し佛國よして中國よ對し不正よ爲そあらば天津條約（米國條約ならん）の特別個條よ從ひ米國の仲裁を爲すの義あると告げ且つ公使よ大統領よ請ひ和議の仲裁と爲んとを求めたりしが米國大統領の答書よ云ふ佛國政府は清國よ以て條約と破りたるものと爲し且つ云ふ加害國は國際法よ從ひ償金其他の科料よ伏從せざるべからずと此の主意と米國大統領は請取りし後清國よ對し云ふ若し清國よして條約上の權利を破りしならんには米國は仲裁よ立入るべしと是に於て吾人が米大統領に答へたると左の如し清國は條約と破りしとあし若し清國にして些細なりとも天津假條約と破りしとあらむ甘じて其罪に伏すべしと然れども清國は決して條約を破らざるとは從親親王（醇親王のとか）の數々辨明せし如くなれば再ひ喋々するを要せざるなり」諒山の變佛兵よりハ清兵の死傷多かりしが清國よ於てハ毫も過誤を爲せしとなし最初吾人ハ如何なる誤解よりして佛人が支那兵の數百人と殺そまでハ暴舉を爲せしやと知らざりしが終り條約破壊ハ清にあらずして佛よあるとを確知せり然れども吾人は勉めて平和と望むが故よ佛國よ何ひ償金を要求せず又佛國の舉動を咎めざりし」吾人は平和と保持せんが爲めハ合衆國大統領の仲裁に從はんとと發言したり此は時親王は之を他の中立國の仲裁ハ附せ

んと望みぬれども佛國と關係する限りは合衆國と除き他に好き仲裁者なければ吾人は米國の仲裁と望みぬり是れ米清條約は先づ米國に向ひ斯る仲裁と煩をべきものあればなり」然るに佛國は如何なる方法にても従ふを肯んぜず又自國が道理なりと主張する証據を中立裁判所呈出せると拒みたり此の裁判所は吾人清國より出しぬる証據とも吟味すべき者にして吾人の考を以てせる清國より出したる証據ハ一目の下は佛國と加害者となし償金ハ清國より拂はずして佛國より拂ふべきの事實と顯ハると信ずるところなり」佛國は平和の局を爲すと拒むのみならず今ま清國海岸に於て廣大なる軍艦を有し其爲を所全く國際法が戦争なりと認むる所の者と爲し福州を取らんとを望み又鷄籠を取り又地方より奏呈したる報に佛國は八千萬「フランク」の償金と取るにあらざれば之を返還せざると云ひしと云ふ斯る舉動なれば佛國ハ諸港及び内地の人心と騒げし之れが爲めに商業衰へ外國の利益と妨害せられ帝國の歳入減損したり親王及び内閣は晝夜苦慮して中國の名譽と害せざる限りは之と和解せんとし今日佛國が中國の主權と有する地なりと承認したる安南領をも彼に附與せしむり又皇帝は安南在留の清兵に安南を明渡すべき旨と命じぬり斯く中國ハ紛議の始めより佛國と從來の和親と破るなからんことを勉め帝又自分の名譽の許を限りは佛國の請求と許せんとしぬり」佛國は仲裁と拒みたり此上ハ各國公使諸君よ向ひ第一に佛國ハ交親國の仲裁と拒みたり第二ハ開戦の宣告なくして戦争の舉動と爲したりとの彈劾と呈出せるとより外なきなり」李鴻章とフルニエートが天津に結びたる條約に關し今回の紛議孰れかの一方に於て條約を破りたるは相違なし然れども詳細の事實と吟味するに破約者は清にわらずして佛に在ると示すと如何んせん天津條約第四條よ曰く佛國は今後安南と條約するも其條約中清國の尊榮と害する如き語句と挿入せざるべしと此條よ依らば佛國は清國の名譽を害する如き一物と爲すべからざるは昭々として明かなるに六月六日順化府在留佛國公使は安南王と誘導して清國より受けたる封冊と清に返上せざるを得ざるに至るしめたり是れ分明は條約破壊者は清國よあらずして佛國なり」七月十二日佛國は七日間の猶豫を清國よ與へ此間に償金と拂ふべき旨を通じ此の七日間ハ戦争の舉動と爲さず平和と守る可しと云ひながら同月十四日に至り佛國ハ福建に在る「バコタ」停船場は數隻の軍艦を發遣せたり是れ分明に平和の時よ於て戦争の

舉動と爲し國際公法を破るのみならず佛國自身が約したる約束を破りたるものなり」吾人之と聞く昨年十二月條約諸國が佛國の清と對する目的如何と聞きし時佛國の條約諸國は至當の報知と爲す後にあらずれば清國內凡ての開港場と砲撃せざるべしと告げたりと然れども彼れ今更斯る報知なくして清國の開港場と奪ひ取りたり」以上佛國の舉動ハ國際法を破り去のみならず條約諸國に對する信用と破りたるものなり然れども清國ハ實際法を破らず又條約諸國は對する信用を破らざると公使諸君の知るが如し現任清國は存する條約ハ各國の隨意より出でたる者にして清國に於ては此の條約ハ多少の憤懣を懷き清國の安全と害とする者なきにあらざれども清國に於てハ飽までも條約を謹守し平和の改正を爲すの時と俟てり」吾人が此等の説と爲すハ今日と爲るも猶ほ和議の成るあらんと望み併せて公使諸君の本國政府ハ清國政府の始終條約と確守したることを知らしめんと望んでなり」事情此に至るも不幸にして佛國との親和と保つとと得ずんば此の破約及び破約より起る危難の責任ハ清國の負ふべきとあらず故に之れハ回瘵の責は佛國自から當るべからず吾人の公明正大なる諸君に思ふところと述べ諸君が最も貴重とするところの平和と

正理との爲めに諸君が之れに處するの良法を案出せられんを望みたり清國ハ實に商業全體の利益と保存せんことを望み至當なる範圍の中は自分の尊嚴と防禦せんとと勉めたり然れども佛國故意に國際法と破り清國よりの通告書に答辨と興へず軍艦を引退くるとと拒まんか清國は已を得ず腕力の強弱と試むべし」公使諸君吾人は諸君が此の意見書は充分なる思慮と加へ貴答あらんとと希望し堪へざるなり

左の一編ハ李鴻章が天津條約の外ハ附屬條約と佛使フルニエト結び今回諒山の變を惹起したりとの風評と受け總理衙門より左の條約を結びしやと尋問せられしとき氏が之に答へたる辨明書なり

本官は六月三十日總理衙門よりの書と衙門と佛國代理公使との應答書と受取りたり又た衙門ハ本官に求むるにフルニエーガ出立前如何なることを云ひしか又附屬條約と爲すべき約束を爲せよか之を對ふべき旨と以てせらる本官此の書と得、反覆通讀して驚愕し堪へず謹んで貴問に對へん佛使フルニエーハ五月十七日自分の出立前本官の館に來り出立の旨と告げ此の時彼れは本官に一書と出したれば本官ハ譯官に命じて之を翻譯せしめ

たるに書中三ヶ條あり其條左の如し第一パテノートル氏ハ本條約と取結ばん爲めに全權公使ヲ命ぜられ近日順化府と出立し清國ヨ來らんとせり第二東京全体と保護せんが爲めミロー將軍にハ廿日後佛兵安南兵を北寧及び諒山に派遣し四十日後に保勝に派遣せし佛安兩國の兵ハ黑旗兵及び盜賊と征討せんが爲め紅河の堤沿ふて進む可し故に在東京清兵引拂ひの日と定むべし第三清國の名譽を保存せんが爲め大清帝國等の語辭を安南と新調せる條約中より除去せし此第三ヶ條の目的ハ天津條約の第二第四第五條と解説し清國をして從來爲すべき條件を知らしむるものなり」と此の時本官がフルニエーに申通ぜしと左の如し

本官ハ諒山保勝に在る廣西雲南の兵は國境の近傍に在ると聞けり又此の兵ハ十年間以上清國屬地の利益を保護せる爲めに此に派遣せる者なり今ま清佛ハ平和の約を結びぬれば佛國は本條約の結了あるまで清軍を俟たざるべからんと然るよ今ま清國よ向ひ斯かる僻地の兵士引揚の日限と定めよと云ふハ差や脅迫の狀める者なり本官ハ斯かる請求に隨ふ能はず又之を陛下に上奏せる能はず

以上の答辨を爲しある佛公使フルニエーは再び請ふて曰く是は天津條約に隨ひ清兵と引揚げよ本官云ふ僻遠の地事情と知るの便なく其事情を知らずして茲に商議を爲すは予の能はざる所なり地方の總督將事處と商議せる所あるべし且つ本官嚴重にフルニエーに告げて曰く佛兵は輕卒に事と取るべからず清兵よ逢ふとあるも清國と攻撃し平和を破る等の舉動ある可らず此の問答終りてフルニエー退去したり本官は彼れが如何なる事と本國に傳通せしやと知らず彼れハ本官に對し佛國政府よりの通信書を出せしとなし況んや彼れが云ふ如き附屬條約の如きものとや

編者曰く此の編は九月九日までの報道を輯録せるものなれば未だ東京戦争の詳報と得るに及ばず只だ東京に於て開戦ありたり兩軍死傷甚だ多しと云ふの報よ止まるものなれば其後の事は之と二編に譲り本編は茲に稿を止む

清佛戰信錄附錄

局外中立の正解

局外中立とは甲乙二國の間に戦争を開きたる時其他の諸國ハ此れ二國の未だ戦争と開かざる以前と同様の懇親と表とるの謂なり之を詳言すれば局外中立とは甲乙兩國の交戦は毫も關係せず兩國何れも左祖せず一方を援け或ハ救ふて他の一方を害とると慎んで避くるを云ふ也之と要とるは局外中立とは交戦國の中間に立ちて不偏不党の地位を守り苟くも一方を利とる如きの舉動を爲さざるを云ふなり

局外中立のとは必とまも之を公布とると要せと唯だ交戦兩國に對し開戦以前に等しく平和公平の交際と爲すの一事に由り其中立國たるを充分に表明とるも亦も可なり又中立國が交戦兩國の中甲乙に對して爲その貿易は乙國に對とる貿易に比して稍や盛んなるも固より局外中立國たるに何等の關係を及ぼさし唯だ局外中立に就て要とるの一事は其中立國が交戦國の中甲若くは乙に對し兵用の物品を賣るを避くるに在るのみ然れども此に一事は注意せざる可とさるとあり曰く局外中立國ハ貿易と名とし交戦國の一方に救援と與ふると得ざると即ち是なり蓋し局外國にして公然若くは隱然對敵の行事と爲とあらんか中立國たるの權利ハ直ち失ふべきなり又局外中立國にして所謂戰時禁賣品と名くる物品と交戦國の一方は賣却とる時ハ其貿易通商は固より合法的の者と謂ふべからず又總べて獨立主權國たる者は開戦以前曾て結びある同盟條約に因り締束せらるゝよわらざるよりは戰時に於てハ固より局外中立國たるの權利を有とるもれよして交戦國は之を威迫して已れよ左祖せしむる能はざるを以て通例とと

戰時禁賣品概略

各種の武器及び武器製造器械、彈藥及び其材料、棉火藥、軍服及び附屬品其他陸軍々用品、船桅、帆架、舵、船材、麻、綱具、帆木綿、瀝青、マール、板銅等の如き海軍々用品、船艦器械及び其一部分、船用セメント、及び其製造に用ふる材料、鋳、鍛針、稜鐵其他種の製鐵、陸海軍用の糧食及び飲料、貨幣、電信線、鐵道の材料、石炭、枯草、馬、樹脂、獸脂及び材木等なり

局外中立の主意は大概此の如し故に今回清佛の戦争に就ても約條國は皆局外中立の布告を頒布すべきハ勿論なり我が政府も亦た愈も開戦の公通あり次第之と公布せざるべき筈にて

其文案の大意は明治三年李佛戦争の際發せられたる布告に準據して更ニ精詳の箇條を加へらるゝと聞けば今ま讀者參考の爲め彼の布告を左に掲ぐ

李漏生佛蘭西兩國交戦かうせん及び候處皇國よ於ては局外中立に付開戰場并ニ海岸諸要區心得の條々先般御布告相成候處更に左の通御改定相成候事

一 港内及び内海は勿論に候へ共海外之儀は凡三里(陸地より砲丸に達する距離)以内兩國交戦に及び候儀は不相成尤軍艦商船共通行は是迄通り差許候事

一 薪水食料等しよさいしょくれう欠乏けつぼう或ハ艱難に出逢ひ開港場ハ勿論不開港場へ來候古兩國の軍艦商船共兼て御布令の趣おんぷ基き通例之手續を以て偏頗へんぱなく給與きうみ可致候事

一 双方の軍艦港内へ進口致し一方の船出帆後二十四時内ハ其一方の船出帆不相成候事

一 開港場内に兵士と置き軍艦たいほく滯泊其外海軍屯所差許置候國も有之候へとも右は全く平時港内在留の其自國商民保護の爲にして他國交戦の爲め差許置候儀にハ無之候に付右屯所平日用事とんしよ外總て右場所を以て其敵國と伐つせんしよの利とんしよ資け候儀ハ不相成候事

一 御國艦船にて交戦とんしよ及候方ハ兵士武器其外直ちに戦用とんしよ供し候品物運輸致し候儀不相成

候事

一 交戦國の船艦へ水先案内の外被雇乗組出先にて兵難とんしよ遇ひ及訴訟候儀不相成候事

一 戦地にて分捕いたし候品物と港内よ於て賣買いたし候儀不相成候尤も賣買不致てハ不相成場合も有之節は其旨可伺出候然る上分捕いたし候國の公使へ談判御所分可有之候事

一 其外輸出入品に就てハ條約面に禁制きんせいせる品の外ハ平日の通心得可申候事

一 右規則中外國人に相拘候件々違背及候様子相見候節ハ開港場ハ其國々コンシールへ掛合差止可申若し不服の節は其港軍艦に相達し兵部の處置可有之候事

但不開港場其外海岸にて右様の儀有之候は、於地方官近傍開港地の廳并滯泊之御軍艦

へ可相達懸隔げんかく之場所は其顛末速とんまつかに兵部省并外務省へ可届出候事

右條々開港場并府藩縣諸要區屹度可相心得候事

附錄畢

明治十七年八月二十九日御届
同 年九月 出版

定價金十二錢

東京府士族

纂輯兼
出版人

酒井忠誠

京橋區三拾間堀貳丁目壹番地

發行所

四通社

京橋區新肴町一番地

大賣捌

商弘所

中橋東仲通下棋町十番地

特52

396

清仏戦信録

清仏戦争事件 1.2編

国立国会図書館

003247-000-7

特52-396

清仏戦信録

酒井 忠誠/編

M17

ACC-1541



